

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	児童福祉施設の認可取消し	
根拠法令等及び条項	児童福祉法第58条第1項	
処分基準	根拠条項	児童福祉法第58条第1項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 児童福祉法若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反した児童福祉施設。</p> <p>2 処分内容 児童福祉法第35条第4項による児童福祉施設の認可を取り消す。</p>	